

取引説明書 (LION FX のお客様用)対比表

平成 26 年 12 月 23 日

(青字部分は追加、~~青字~~部分は削除箇所)

現 行	変 更 後
<p>18. 注文の種類</p> <p>(1)成行注文 省略</p> <p>(2)ストリーミング注文</p> <p>・特徴</p> <p>提示レートで約定させたい場合に使用する注文です。また、提示レートを基準として許容できる一定の範囲(許容スリップ)内のレートで約定させたい場合にも使用する注文です。</p> <p>・発注方法</p> <p>許容スリップ、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別を指定して発注します。許容スリップの指定数値は呼び値の最小変動単位を1として判定いたします。提示レートで買いたいまたは売りたい場合の許容スリップは0となります。ただし、使用機器のフリーズ等により、提示レートが更新されていない等の理由によって、発注時点における表示レートが最新レートではない場合、提示レートで発注したつもりであっても、提示レートと約定レートは差異が生じる可能性があります。</p> <p>・注文の執行</p> <p>当社が注文を受け付けた時点で執行し、現在レートで約定します。</p> <p>・スリッページ</p> <p>許容スリップ0の場合、現在レートが発注時点の提示レートと同一レートでなければ、約定しないため、スリッページすることはありません。許容スリップ1以上の場合、相場環境や発注時点から注文が執行されるまでの時間差等により、約定レートは、発注時点の提示レートと比較して、許容スリップの範囲内で有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。</p> <p>・注文の失効</p> <p>許容スリップ0の場合、現在レートが発注時点の提示レートと同一レートでなければ、約定することはありません。許容スリップ1以上の場合、現在レートが許容スリップの範囲を超えて、約定することはありません。</p>	<p>18. 注文の種類</p> <p>(1)成行注文 省略</p> <p>(2)ストリーミング注文</p> <p>・特徴</p> <p>提示レートで約定させたい場合に使用する注文です。また、提示レートを基準として許容できる一定の範囲(許容スリップ)内のレートで約定させたい場合にも使用する注文です。</p> <p>・発注方法</p> <p>許容スリップ、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別を指定して発注します。許容スリップの指定数値は呼び値の最小変動単位を1として判定いたします。提示レートで買いたいまたは売りたい場合の許容スリップは0となります。ただし、使用機器のフリーズ等により、提示レートが更新されていない等の理由によって、発注時点における表示レートが最新レートではない場合、提示レートで発注したつもりであっても、提示レートと約定レートは差異が生じる可能性があります。<u>また、新規でストリーミング注文を発注する場合、決済注文を同時に発注しておくこともでき、決済注文は決済 pip 差指値注文、決済 pip 差逆指値注文またはトレール注文から選び、新規注文の約定価格との pip 差(決済 pip 差)またはトレール幅を指定します。</u></p> <p>・注文の執行</p> <p>当社が注文を受付けた時点で執行し、現在レートで約定します。</p> <p>・スリッページ</p> <p>許容スリップ0の場合、現在レートが発注時点の提示レートと同一レートでなければ、約定しないため、スリッページすることはありません。許容スリップ1以上の場合、相場環境や発注時点から注文が執行されるまでの時間差等により、約定レートは、発注時点の提示レートと比較して、許容スリップの範囲内で有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。</p> <p>・注文の失効</p> <p>許容スリップ0の場合、現在レートが発注時点の提示レートと同一レートでなければ、約定することはありません。許容スリップ1以上の場合、現在レートが許容スリップの範囲を超えて、約定することはありません。</p>

現 行	変 更 後
<p>(3) 指値注文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特徴 指定したレートで約定させたい場合に使用する注文です。 ・発注方法 新規注文の場合、レートまたは提示レートとのレート差、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別、期限を指定して発注します。決済注文の場合、決済対象を選んで、レート、提示レートまたは決済対象の約定価格とのレート差、予想損益のうちのいずれか 1 つ、数量、期限を指定して発注します。ただし、提示レートから別表 1 に定める指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはできません。指定できるレートは、買い注文の場合、提示レートよりも別表 1 に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を下回る安いレートとなります。売り注文の場合、提示レートよりも別表 1 に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を上回る高いレートとなります。 ・注文の執行 指定したレートが提示された時点で執行し、指定したレートで約定します。ただし、月曜日の始値(取引開始時に提示されるレート)が指定したレートに達している場合、指定したレートではなく、始値のレートで約定します。 ・スリッページ 指定したレートが提示された場合、指定したレートで約定するため、有利なほうにも不利なほうにもスリッページすることはありません。ただし、月曜日の始値(取引開始時に提示されるレート)が指定したレートに達している場合を除く。 ・注文の失効 指定したレートが提示されない限り、注文自体が執行しないため、失効することはありませんが、22 に定める注文期限が到来した場合は失効します。 <p>(4) 逆指値注文 省略</p> <p>(5) トレール注文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特徴 保有ポジションに対する決済の逆指値注文の 1 つで、トレールストップ(トレールは、「追従」の意。ストップは、「逆指値」の意。)ともいい、レートの変動に応じて逆指値を自動的に変更していく注文です。買いポジションを保有している場合、発注後の高値から設定したトレール幅の数値分下がった時点の売り逆指値注文です。売りポジションを保有している場合、発注後の安値から設定したトレール幅の数値分上がった時点の買い逆指値注文です。 	<p>(3) 指値注文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特徴 指定したレートで約定させたい場合に使用する注文です。 ・発注方法 新規注文の場合、レートまたは提示レートとのレート差、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別、期限を指定して発注します。決済注文の場合、決済対象を選んで、レート、提示レートまたは決済対象の約定価格とのレート差、予想損益のうちのいずれか 1 つ、数量、期限を指定して発注します。ただし、提示レートから別表 1 に定める指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはできません。指定できるレートは、買い注文の場合、提示レートよりも別表 1 に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を下回る安いレートとなります。売り注文の場合、提示レートよりも別表 1 に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を上回る高いレートとなります。 ・注文の執行 指定したレートが提示された時点で執行し、指定したレートで約定します。ただし、月曜日の始値(取引開始時に提示されるレート)が指定したレートに達している場合、指定したレートではなく、始値のレートで約定します。 ・スリッページ 指定したレートが提示された場合、指定したレートで約定するため、有利なほうにも不利なほうにもスリッページすることはありません。ただし、月曜日の始値(取引開始時に提示されるレート)が指定したレートに達している場合を除くきます。 ・注文の失効 指定したレートが提示されない限り、注文自体が執行しないため、失効することはありませんが、22 に定める注文期限が到来した場合は失効します。 <p>(4) 逆指値注文 省略</p> <p>(5) トレール注文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特徴 保有ポジションに対する決済の逆指値注文の 1 つで、トレールストップ(トレールは、「追従」の意。ストップは、「逆指値」の意。)ともいい、レートの変動に応じて逆指値を自動的に変更していく注文です。買いポジションを保有している場合、発注後の高値から設定したトレール幅の数値分下がった時点の売り逆指値注文です。売りポジションを保有している場合、発注後の安値から設定したトレール幅の数値分上がった時点の買い逆指値注文です。

現 行	変 更 後
<p>・発注方法 決済対象、トレール幅、数量、期限を指定して発注します。ただし、提示レートから別表 1 に定める指値・逆指値不可の範囲内のトレール幅を指定することはできません。</p> <p>・注文の執行 現在レートが指定されたレート(設定したトレール幅とレートの変動によって自動的に変更される逆指値)に達した後、成行注文として執行され、現在レートで約定します。</p> <p>・スリッページ 注文の執行時においては成行注文となり、現在レートで約定するため、相場環境等により、約定レートは、指定されたレートと比較して、有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。</p> <p>・注文の失効 現在レートが指定されたレートに達しない限り、注文自体が執行しないため、失効することはありませんが、22 に定める注文期限が到来した場合は失効します。</p> <p>(6)時間指定成行注文～(16)トリガー注文 省略</p>	<p>・発注方法 決済対象、トレール幅、数量、期限を指定して発注します。ただし、提示レートから別表 1 に定める指値・逆指値不可の範囲内のトレール幅を指定することはできません。</p> <p>・注文の執行 現在レートが指定されたレート(設定したトレール幅とレートの変動によって自動的に変更される逆指値)に達した後、成行注文として執行され、現在レートで約定します。</p> <p>・スリッページ 注文の執行時においては成行注文となり、現在レートで約定するため、相場環境等により、約定レートは、指定されたレートと比較して、有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。</p> <p>・注文の失効 現在レートが指定されたレートに達しない限り、注文自体が執行しないため、失効することはありませんが、22 に定める注文期限が到来した場合は失効します。</p> <p>(6)時間指定成行注文～(16)トリガー注文 省略</p>
<p>20. 決済順序 ポジションを指定しないで決済注文を発注する場合の順序は、発注ごとに約定日時の古い順(FIFO)または約定日時の新しい順(LIFO)のどちらかを選ぶことができます。さらに指定決済注文が入っているポジションの順序を後回しにすることもできます。ただし、発注後、約定日時の古い順(FIFO)から約定日時の新しい順(LIFO)、またはその逆への変更および指定決済注文が入っているポジションの順序の後回しを解除することができないため、変更または解除する場合は、発注を一旦取り消して、改めて発注してください。なお、初期設定は約定日時の古い順(FIFO)での決済となります。また、予めポジションを指定して決済注文を発注することもできます。なお、後回しを選択している場合であっても、ロスカット等の決済を回避するものではありません。</p>	<p>20. 決済順序 ポジションを指定しないで決済注文を発注する場合の順序は、<u>次の4種類から選ぶことができます。</u> <u>①発注ごとに約定日時の古い順(FIFO)または</u> <u>②約定日時の新しい順(LIFO)のどちらかを選ぶことができます。</u> <u>③評価損益の少ない順(損失の大きい順)</u> <u>④評価損益の多い順(損失の小さい順)</u> さらに指定決済注文が入っているポジションの順序を後回しにすることもできます。ただし、発注後、<u>決済順序約定日時の古い順(FIFO)から約定日時の新しい順(LIFO)、またはその逆へ</u>の変更および指定決済注文が入っているポジションの順序の後回しを解除することができないため、変更または解除する場合は、発注を一旦取り消して、改めて発注してください。<u>なお</u>、初期設定は約定日時の古い順(FIFO)での決済となります。また、予めポジションを指定して決済注文を発注することもできます。なお、後回しを選択している場合であっても、ロスカット等の決済を回避するものではありません。</p>
<p>22. 注文期限 注文の期限は、GTC(無期限)、当日中、1ヵ月以内の指定した期日までのいずれかを設定することができ、お客様が取消または変更されない限り、設定した期限が有効となります。</p>	<p>22. 注文期限 注文の期限は、GTC(無期限)、当日中、<u>1ヵ月100日</u>以内の指定した期日までのいずれかを設定することができ、お客様が取消または変更されない限り、設定した期限が有効となります。</p>
<p>24. 両建</p>	<p>24. 両建</p>

現 行	変 更 後
<p>両建とは、売りポジション(買いポジション)を保有している状態で、同じ通貨ペアの買いポジション(売りポジション)を保有することをいいます。両建のデメリットとして、各ポジションに発生するスワップの差によるコスト、売りレートと買いレートの差(スプレッド)によるコスト等があります。当社では、お客様が負担されるコストをリスクであると考え、両建を推奨いたしておりません。ただし、「LION FX」では、お客様ご自身の判断において設定を変更することで、両建を選択することもできる仕様としております。したがって、両建なしの設定または初期設定のまま未決済ポジションの反対売買をされた場合、新規注文のつもりであっても、未決済ポジションの決済が優先されま</p>	<p>両建とは、売りポジション(買いポジション)を保有している状態で、同じ通貨ペアの買いポジション(売りポジション)を保有することをいいます。両建のデメリットとして、各ポジションに発生するスワップの差によるコスト、売りレートと買いレートの差(スプレッド)によるコスト等があります。当社では、お客様が負担されるコストをリスクであると考え、両建を推奨いたしておりません。ただし、「LION FX」では、お客様ご自身の判断において設定を変更することで、両建を選択することもできる仕様としております。したがって、両建なしの設定または初期設定のまま未決済ポジションの反対売買をされた場合、新規注文のつもりであっても、未決済ポジションの決済が優先されま</p> <p><u>す。</u>、<u>20. 決済順序を設定していない場合、約定日時の古い順(FIFO)に決済され、20. 決済順序を設定している場合、設定した順序で決済されます。</u></p>
平成 26 年 10 月 27 日現在	平成 26 年 <u>12</u> 月 <u>29</u> 日